平成２１年（フ）第４９８号
兵庫県加古川市平岡町新在家1441番地の７
債務者　橋本　　望
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５５６号
兵庫県高砂市梅井４丁目９番11号
債務者　井上　和子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５６５号
兵庫県姫路市東今宿３丁目３番７号　マリッチ今宿302号
債務者　岡本　裕治
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５６６号
兵庫県姫路市東今宿３丁目３番７号　マリッチ今宿302号
債務者　岡本　　愛
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６１４号
兵庫県姫路市勝原区宮田179番地１
債務者　稲谷日登士
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６３１号
兵庫県加古川市米田町平津138番地の４　サンシティ平津106号
債務者　石原　利依
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６３２号
兵庫県姫路市別所町佐土新301番地
債務者　岸田美津子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６３３号
兵庫県姫路市香寺町香呂54番地香里ハイツＡ―203号
債務者　岸本俊一郎
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６５４号
兵庫県姫路市野里493番地
債務者　竹谷ゆかり
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１０９４号
広島県安芸郡海田町昭和中町１番34―1003号
債務者　山田　亜紀
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３７３号
広島県東広島市西条町大沢1183番地３
債務者　舛本　克子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１０号
愛媛県松山市西長戸町355番地１　アネックス森田Ｂ―201号
債務者　向吉　明美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５１３号
北九州市小倉南区南方３丁目18番18―103号
債務者　谷崎　美保
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７５０号
福岡県遠賀郡岡垣町大字海老津143番地２
債務者　倉本　辰也
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９２５号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目５番12―607号
債務者　坂元　和彦
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９５４号
北九州市若松区今光２丁目４番14―402号
債務者　今富千恵子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９５５号
北九州市八幡西区折尾４丁目20番20号
債務者　徳田　好伸
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９８５号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘１番１―910号
債務者　吉松　香織
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部